

平成19年2月6日

各 位

会 社 名 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 北 島 義 俊
(コード番号 2573 東証第2部・札証)
問 合 せ 先 取締役経理部長 青 木 利 壽
T E L (0 1 1) 8 8 8 - 2 0 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社法計算規則」(平成18年法務省令第13号)(以下総称して「会社法等」といいます。)がそれぞれ平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものです。

幅広く情報を開示するため、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない場合の措置を定めるものです(変更案第4条)。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を明記するものです(変更案第6条)。
単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するものです(変更案第9条)。

株主総会招集地について限定する定めを新設するものです(変更案第14条第2項)。
株主に対する効率的かつ充実した情報提供を可能とするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供が可能となる旨の規定を新設するものです(変更案第16条)。

議決権の代理行使において、議決権を行使できる代理人の人数を定めるものです(変更案第18条第1項)。

機関として、取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置くことを明記するものです(変更案第22条、第30条、第39条)。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、書面又は電磁的記録によりその決議ができるよう、規定を新設するものです(変更案第26条)。

その他、会社法等に基づき、文言の整備等、所要の変更を行うものです。

- (2) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり役割を十分に発揮できるように、その責任を限定できる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役の招聘に備えるため、その責任を法令の定める限度に限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものです(変更案第29条第1項及び第2項、変更案第38条第1項及び第2項)。
- (3) その他、上記の変更に伴い条数の変更を行うとともに、明確化を図るため、内容の整理、字句の修正等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容といたしましては別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会日 平成 19 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日

以上

新 旧 対 照 表

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、118,514,000株とする。但し株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、118,514,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第6条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は株式につき、<u>名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 . <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 . <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株式に関する諸届出の受理、株券の再交付、単元未満株式の買取及び買増、株券喪失登録、そのほか株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 . <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 . <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取及び買増、株券喪失登録、そのほか株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定める事項のほか取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日における株主名簿等に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2. 当社は、本店の所在地で株主総会を招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条第1項に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4章 取締役・監査役・取締役会・監査役会</p> <p>(定員及び選任)</p> <p>第16条 当会社の取締役は18名以内、監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>18名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとし、<u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> <u>当社は取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し会社の業務を執行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p><u>第22条</u> <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(取締役会)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役会は法令又は定款に定める事項のほか会社の重要な業務執行を決定する。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第24条</u> (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 . 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に欠員又は事故あるときは、<u>予め取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>3 . <u>招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>2 . <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 . <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規則)</p>
<p>(監査役会)</p>	<p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第20条 <u>監査役会は法令に定める事項のほか監査役の権限の行使を妨げない範囲内で監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 . <u>招集通知は会日の3日前までに各監査役に発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金はそれぞれこれを区分して株主総会において定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第30条</u> <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第31条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
(新 設)	<p>(報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第39条 当会社は、会計監査人を置く。</u></p>
(新 設)	<p>(選任方法)</p> <p><u>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(任期) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(報酬等) 第42条 <u>会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第5章 計算	第7章 計算
(営業年度) 第22条 <u>当会社の営業年度は年1期とし毎年1月1日から同年12月31日までとする。</u>	(事業年度) 第43条 <u>当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</u>
(利益配当金) 第23条 <u>当会社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対してこれを支払う。</u>	(剰余金の配当) 第44条 <u>当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</u>
(中間配当) 第24条 <u>当会社は取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</u>	(中間配当) 第45条 <u>当会社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(以下中間配当という。)をすることができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第25条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u> 2. <u>未払の利益配当金及び中間配当金には利息を付さない。</u>	(配当財産の除斥期間) 第46条 <u>配当財産(中間配当を含む。以下同じ。)が、その財産の交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその財産の交付義務を免れる。</u> 2. <u>配当財産が金銭である場合には、未払分については利息をつけない。</u>